

日本年金機構からのお知らせ

平成23年12月号

◆◇ 事業主の皆さまへ ◇◆

賞与支払届等の届出もれはありませんか？

平成23年10月号及び11月号でもお知らせしましたが、下記に該当するような事例のうち、一定の条件に該当するものについては、年金事務所において年金記録の記録回復が行えることになりました。

従業員の方々にも、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、ご自身の年金記録を確認していただき、「誤り」がありましたら、お近くの年金事務所へお問い合わせいただきますよう、お知らせください。

〈年金事務所において新たに記録回復できる事案の類型〉

- ①賞与から保険料の天引きをしたのに、賞与支払届の提出を忘れている場合
- ②同じ会社内で転動しただけなのに、届出が誤っていたので年金記録に空白期間が生じている場合
- ③事業所の新規適用年月日前の期間について、給与から保険料を天引きしたが年金記録に反映していない場合
- ④上記以外で、保険料を天引きしていたが届出が誤っていたため年金記録に誤りが生じている場合
- ⑤上記①及び②により記録回復が行われた方と同じ時期に同一事業所に在籍していた方であって、同様の誤りがあった場合

※新しい年金記録の回復基準により年金事務所における記録回復がスピードアップされます。

※回復された期間についての保険料は、別途、事業主様からお支払いいただくこととなります。

※詳しくは、日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) または

で検索 内の をクリックし、ご確認願います。

年末年始の休業日のご案内

各年金事務所・事務センター・街角の年金相談センターは12月29日（木）から1月3日（火）までの間、休業いたします。

お電話でのお問い合わせについてもこの間お休みします。

インターネットサービス「ねんきんネット」では、いつでも最新の年金記録が確認できます。今後も年金額の試算など新たなサービスを追加していく予定です。ぜひご登録ください。

詳しくは、「ねんきんネット」で検索 http://www.nenkin.go.jp/n_net/